本号で公布された法令のあらまし

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第四四号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二八年度の被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定の特例として、特定第二号被保険者の見込数に政令で定める割合を乗じることとしていること等に伴い、当該割合を一〇〇分の一とすることとした。（附則第四条及び第五条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二八年度の被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定の特例として、特定第二号被保険者の見込数に政令で定める割合を乗じることとしていること等に伴い、当該割合を一〇〇分の一とすることとした。（附則第三条及び第四条関係）

三　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例として、特定加入者の見込数に政令で定める割合を乗じることとしていること等に伴い、当該割合を一〇〇分の一とするほか、規定の整備を行うこととした。（附則第四条の四、第一四条の二及び第一四条の三関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

―――――――――

◇地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四五号）（厚生労働省）

1　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定があったものとみなされた者の当該指定の有効期間を、従前の指定を受けた日（従前の指定について更新を受けた場合にあっては、直近の更新前の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して六年を経過する日までとすることとした。（第一〇条関係）

2　その他関係規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、医療介護総合確保推進法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

―――――――――

政　令

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十一条第三項及び第十二条第三項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第九条第三項及び第十条第三項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十一条第二項並びに附則第十三条の六第一項第二号及び第十三条の七第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（平成二十八年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合）

第四条　平成二十八年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（平成二十八年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める割合）

第五条　平成二十八年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（平成二十八年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める割合）

第三条　平成二十八年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（平成二十八年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める割合）

第四条　平成二十八年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第三条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の四第一項第一号を次のように改める。

一　調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

附則第四条の四第一項第三号中「特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同条第三項中「特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に、「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第三項」を「第一項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第四項」に改め、同項を同条第四